

事 務 連 絡

令和2年2月26日

一般社団法人  
全日本駐車協会 殿

国土交通省  
都市局 街路交通施設課

平素より、国土交通行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
新型コロナウイルスの感染症対策につきましては、先日来ご協力をいただいているところですが、このたび、感染拡大の防止を一層図るための対応について、下記のとおりご連絡いたします。  
貴法人におかれては、下記についての周知並びに必要な対策の実施等にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

#### 記

##### ○当面のイベント等の開催について（要請）

新型コロナウイルス感染症については、今がまさに、感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であります。

こうした考えの下、昨日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が新型コロナウイルス感染症対策本部において決定されました。

その中でも記されている様に、イベント等の開催について、現時点で、全国一律の自粛要請を行うものではないものの、地域や企業に対して、感染拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討するよう要請を行っているところです。（※）

その上で、本日の新型コロナウイルス感染症対策本部において、内閣総理大臣より、「政府といたしましては、この1～2週間が感染拡大防止に極めて重要であることを踏まえ、また、多数の方が集まるような全国的なスポーツ・文化イベント等については、大規模な感染リスクがあることを勘案し、今後2週間は、中止、延期又は規模縮小等の対応を要請する」とのご発言があったところです。これを踏まえ、貴法人におかれては、本要請内容について、会員各位に周知徹底の上、適切に対応いただきますようお願い申し上げます。

※ 国土交通省では、2月20日に厚生労働省から発表された「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」において、イベント等の開催について、その必要性の改めての検討を要請すること等が示され、これを受け、既に所

管業界に対してその内容を広く周知し、感染拡大防止のための取組を要請したところです。

○テレワーク等の活用について（再依頼）

「新型コロナウイルス感染症拡大防止に資するテレワーク等の活用」については、先日（2月20日）にご周知・ご配慮いただくようお願いさせていただいたところですが、本日の国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部において、赤羽大臣より、「国土交通省の職員においても、昨日（25日）より、できる限り「早出遅出」勤務を行うとともに、テレワークの効果的な活用を徹底するなどの本格的な取組を開始したところですが、所管業界においてもこうした取組を積極的に行うよう、改めて周知徹底を図ってください。」とのご発言がありました。

これを踏まえ、貴法人におかれては、テレワーク等の活用について改めて会員各位に周知徹底の上、適切に対応いただきますようお願い申し上げます。

（参考）

○内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ

（新型コロナウイルス感染症の対応について）

[https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\\_coronavirus.html](https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)

○厚生労働省ホームページ

（イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ）※令和2年2月26日更新

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00002.html)